

アルゼンチンの主要農産品に対する輸出税

(2020年2月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ブエノスアイレス事務所

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ブエノスアイレス事務所が、現地法律事務所 Estudio Lopez Del Carril に作成委託し、2020年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Estudio Lopez Del Carril は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Estudio Lopez Del Carril が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ブエノスアイレス事務所
E-mail：ARB@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

アルゼンチンの主要農産品に対する輸出税

アルゼンチンにおける輸出に対する課税の歴史を遡ると、1860年代に開始したとされ、以降、変更や廃止、再導入などが繰り返されてきた。1950年代には、農産品に対する輸出税の課税が本格化し、1990年代には、大豆などの油糧種子を除き、廃止されたかたちとなった。2002年にアルゼンチンが陥った経済危機では、再び導入され、穀物類の輸出税は20%前後となった。そこから2015年まで続いたキルチネル政権時代（ネストル・キルチネル大統領、クリスティーナ・フェルナンデス・デ・キルチネル大統領、いずれも当時）には、トウモロコシが25%、小麦が28%、ヒマワリ32%、大豆が35%まで税率が引き上げられた。2008年に当時の政府は、国際価格の変動に応じて税率が変動する可動税率を発表したが、農業団体が猛反発し、道路閉鎖デモを行う騒動も生じた。

2015年から2019年のマウリシオ・マクリ政権は当初、大豆とその副産物にのみ30%の税率を残し、年々徐々に引き下げながら、2022年には完全に撤廃するシステムを提案していた。しかし、2018年4月に通貨下落などによる景気後退に陥り、同年8月にはすべての消費財に対し12%が課せられ、そのうち輸出申告額（FOB価格）1ドル当たり4ペソの課税を上限とする品目と、1ドル当たり3ペソを上限とする品目が区別された。大豆および関連品は、特別措置として18%の固定税率が課されるようになった。

2019年12月10日に発足したアルベルト・フェルナンデス政権は、その4日後、政令37/2019号に基づき、再び輸出税制度を変更した。輸出申告額1ドル当たり4ペソの上限税額を無効とし、1ドル当たり3ペソの対象品目を変更、更に輸出税9%の対象となる品目を定めた。このため、大豆関連品は30%に引き上げられた。

更に、現政権は、2019年12月23日付で緊急事態を宣言し、社会連帯・生産性回復法（法律第27541号）に基づき、大豆およびその副産物の輸出課税率は33%を超えてはならないとし、30%から33%に引き上げる可能性を残した。

2020年3月5日に公布された政令230/2020号では、大豆、大豆油、大豆ミール、大豆かすの輸出税率は33%に引き上げ、その他農産物に対しては、税率の引き下げまたは変更されない品目も定められた。2020年3月5日以降の主な農産品に対する輸出税率は、以下の表のとおり。

主な農産品に対する輸出税率			
品目	2019年12月14日 以降の税率	2020年3月5日 以降の税率	引き上げ ポイント
大豆	30	33	3.0
大豆油	30	33	3.0
大豆ミール	30	33	3.0
大豆カス	30	33	3.0
トウモロコシ	12	12	0.0
トウモロコシ粉	9	5	-4.0
小麦	12	12	0.0
小麦粉	9	7	-2.0
大麦	12	12	0.0
ヒマワリ	12	7	-5.0
ヒマワリ油	12	5	-7.0
グレーンソルガム	12	12	0.0
グレーンソルガム粉	5	5	0.0
肉類	9	9	0.0
魚類	9	7	-2.0
乳製品	9	5	-4.0
落花生	12	7	-5.0
レモンなどの地方経済 主要品目	5	5	0.0
(出所：政令および報道を基に作成)			